

## 大道理地区体育館、長穂地区体育館

使用区分	単位	使用区分(※)／使用料(単位 円)			
		1-(1)	1-(2)	2-(1)	2-(2)
専用使用料(平日)	1時間	331	1,655	497	4,965
専用使用料(土日、祝日)	1時間	397	1,985	596	5,955
附属器具 使用料	バスケットボール	1面	440		
	バレーボール		440		
	バドミントン		220		
	インディアカ		220		
	ソフトバレーボール		220		
	卓球	1台	100		
その他器具	椅子	1脚	30		
	長机	1台	100		
	フロアシート	1本	100		

※ 「使用区分」について

1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合

1-(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合

1-(2) その他

2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合

2-(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合

2-(2) その他

## 備 考

- 1 専用使用とは、使用者が一定時間一つの施設の全部(事務所、売店、器具庫等を除く。)を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。
- 2 専用使用料は、上記に定める額に、施設使用時間(1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。許可を得て、別表第1の使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ、超えた使用時間を1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間とみなす。)を乗じて得た額とする。
- 3 専用使用で上記に定める附属施設及び器具、照明設備等を使用した場合は、上記に定める額を使用料に加算して徴収する。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に(1)は 50 を、(2)は 100 を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
- 5 入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、上記使用区分1の使用料を徴収する。
- 6 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。
- 7 指導者又は保護者等成人を伴わない中学生以下の者の使用は認めないものとする。